

船橋市発電ボイラー及びガスタービン等に 係る窒素酸化物対策指導要綱の改正について

船橋市環境部環境保全課大気・騒音係

大気汚染物質である窒素酸化物の局地的な汚染が懸念されるため、発電ボイラー等から排出される窒素酸化物について、船橋市では「船橋市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」（以下、「要綱」という。）を平成15年4月1日に施行し、窒素酸化物排出について指導基準を定め抑制を図っています。

しかしながら、これまで指導基準が定められていなかった、ガス機関等による発電事業が近年になって見受けられるようになりました。

そこで船橋市では、指導基準の対象施設として、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関による発電事業者を対象に、新たに指導基準値を定めるものとします。

○改正の目的

電力の小売全面自由化、発電施設に係る技術の進歩によって、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を用いた発電事業が行われるようになってきている。

これらの施設から排出される窒素酸化物を抑制するために新たに指導基準を定め、大気汚染防止を図る。

○改正によって期待される効果

窒素酸化物が光化学反応を起こすことにより、光化学オキシダントやPM2.5が発生することが知られている。このことから本改正では窒素酸化物の排出量の多い発電施設を対象に指導基準を定めることで、光化学オキシダントやPM2.5の発生の抑制に資することを旨とする。

○改正によって追加される指導基準の内容

指導基準の対象施設として、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を追加し、以下のとおり窒素酸化物濃度の指導基準値を定める。なお、施行日以前に設置されているものは適用されないが、施行日以降に増設により3,000kW以上の発電事業者となる場合は対象となる。

施設の種類	指導基準値
ディーゼル機関	100ppm
ガス機関	40ppm
ガソリン機関	200ppm

○施行日

平成30年11月1日